

# 第1章 歴史文化基本構想策定の目的と行政上の位置付け

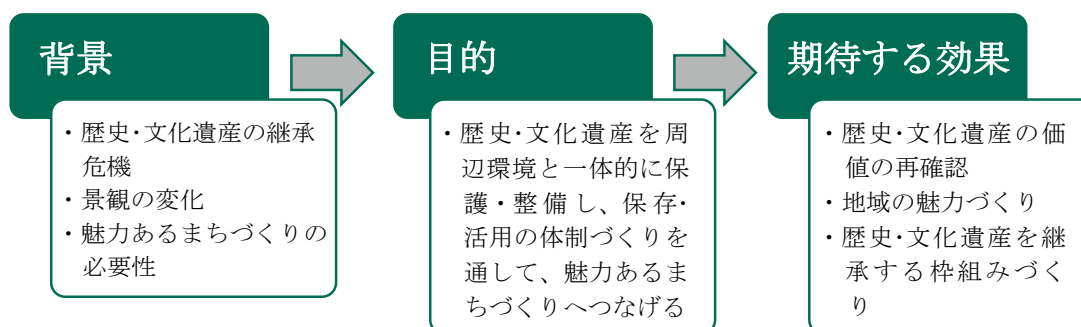
## 1. 歴史文化基本構想の背景と目的

これまでの小都市の文化財行政は、各時代を代表するものや、地域の特徴を顕著に示すものの中で特に重要な文化財を指定・登録し、各文化財を単体として保護し、後世へと継承する事業が中心でした。しかし、指定された文化財の周囲には、その文化財を生み出す基盤となった文化を体現するものや、文化財を作成するための材料等、その文化財自体を価値付ける文化的・環境的な様々な要素が存在しており、これらの要素を汲み上げることで、文化財の価値がより一層地域の中で輝きを増します。

しかし、ライフステージにおける家族形態の変化から核家族化が進む現代においては、地域で大事にされてきた歴史や文化の伝承が途絶える危機が生まれたり、開発によって地域の景観等や人のつながりも様変わりしたりする事態も増えつつあります。また一方では、地域が必要とする公的サービスの増加や、人口減少に伴い、行政と住民とが協働する新たな地域コミュニティづくり・魅力あるまちづくりの必要性に迫られています。そこで近年、市内全域において、地域に存在する文化資源をその周辺環境まで含めて悉皆調査（国勢調査のように、全体を漏れなく、重複なく調査する方法）を実施し、これまで把握できていなかった地域のたからの掘り起こしと記録作業を行ってきました。

このような背景を受け、地域のたからである文化遺産を末永く継承していくため、本構想では、文化庁の「歴史文化基本構想策定技術指針」において「文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握」と明記されているように、地域に残る文化的・環境的要素を幅広く対象とした上で、歴史文化保存活用区域の設定を行います。この設定の際には、広がり意識して各文化遺産の特徴を精査し、そこに生き活きとしたストーリーを持たせます。このストーリーに魅力があれば、歴史文化保存活用区域は観光資源となり、歴史教育への活用も可能となるなど幅も広がり、地域の活性化や魅力あるまちづくりへとつながります。区域設定後は、本構想を文化遺産保存・活用の指針とし、各地域に残る文化遺産とそれを取り巻く景観など1つ1つの要素をまちづくりの大切なピースとして、保存・活用の体制を作り、魅力あるまちづくりへとつなげていくことを目的とします。

本構想を策定することにより、まず、①地域の歴史・文化遺産やそれを取り巻く資源の価値の再確認を促すことにつながります。次に、②指定・登録・未指定・未登録に関わらず、ストーリーを持った歴史文化保存活用区域を設定することで、地域の魅力づくりに貢献することにつながります。その結果、③地域への愛着が生まれ、さらには地域の結束へとつながり、後世に歴史・文化遺産を継承する枠組みの形成へと至ると考えられます。

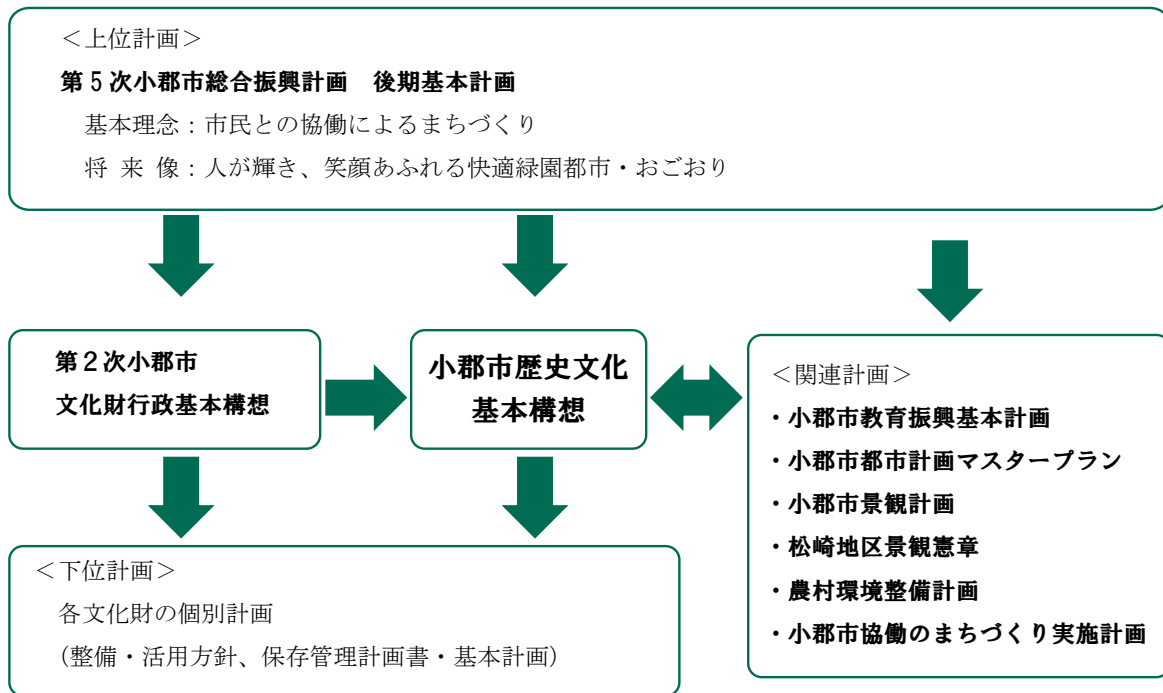


第1図 歴史文化基本構想の背景・目的・期待する効果

## 2. 歴史文化基本構想の意義

### 1) 歴史文化基本構想の位置付け

郷土に根差した歴史文化基本構想とするためには、市が策定している様々な計画と整合を図る必要があります。したがって、市の将来像とそれを実現するための施策を明らかにした「第5次小郡市総合振興計画」を上位計画、都市計画など市の他部局が策定した関連性が高い計画を関連計画とし、それぞれ計画との関係性をまとめました。また、本構想はこれまでに教育委員会が策定した「小郡市文化財行政基本構想」を発展継続した計画と位置付けるとともに、各種文化財関連計画を下位計画と位置付け、それぞれの構想・計画が本構想の中で活きるよう検討を行いました。



第2図 各計画との関連性

#### (1) 上位計画との関係

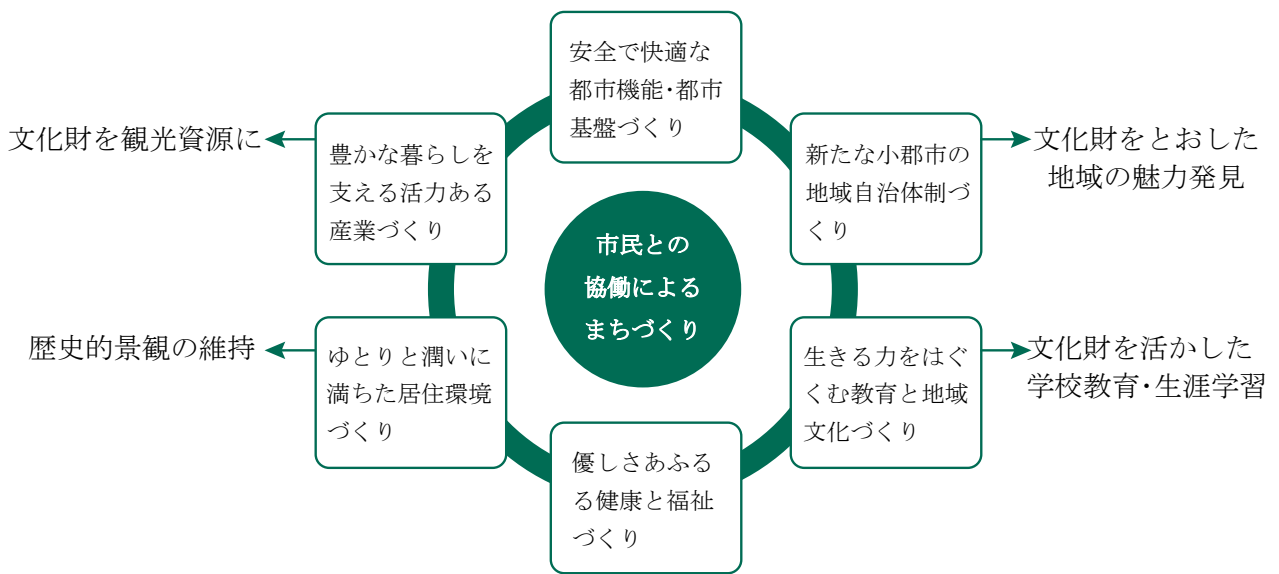
小郡市では、市の未来像を実現するための施策を示した基本構想として、平成23年（2011）3月に「第5次小郡市総合振興計画」を、うち後期5年間の基本計画として、平成28年（2016）3月に「第5次小郡市総合振興計画後期基本計画」を策定しています。今回の小郡市歴史文化基本構想の策定に当たっては、この2つの計画との整合が重要になります。

#### ①第5次小郡市総合振興計画（計画期間：平成23年（2011）4月～令和3年3月）

地方都市における深刻な人口減少や地域が必要とする公的サービスの増加に伴い、行政と地域とが協働する新たな地域コミュニティづくりが求められています。そのため、第5次小郡市総合振興計画では、市の基本理念として「市民との協働によるまちづくり」と定め、市の将来像である「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」の実現のため、施策として「安全で快適な都市機能・都市基盤づくり」「豊かな暮らしを支える活力ある産業づくり」「ゆとりと潤いに満ちた居住環境づくり」「やさしさあふれる健康と福祉づくり」「生きる力を育む教育と地域文化づくり」「新たな小郡市の地域自治体制づくり」を掲げています。

「文化財」は、「生きる力を育む教育と地域文化づくり」施策の一翼を担っており、文化財を保

護し、地域の歴史的遺産や伝統文化を活用し、文化財について普及啓発活動を積極的に実施することで、市民の地域に対する誇りの醸成・魅力づくりに大きな役割を果たします。また、文化財の普及啓発活動は、「ほんものの歴史を学ぶ」ことを目標とする学校教育や郷土愛・地域力の源となる生涯学習にもつながります。そして、文化財を保護し、魅力化することで、施策「豊かな暮らしを支える活力ある産業づくり」の観光分野において観光資源としての活用が広がり、施策「ゆとりと潤いに満ちた居住環境づくり」の景観分野において地域の文化財を保護するためのルール作り及び、施策「新たな小郡市の地域自治体制づくり」の地域の魅力づくりにつながるものです。「文化財」の施策としては、「文化財保護活動の推進」「文化財の活用」「小郡官衙遺跡群の整備・活用」「九州歴史資料館との連携」の4つを柱とし、文化財行政に取り組んでいます。



第3図 第5次小郡市総合振興計画の施策と文化財に関連する分野

②第5次小郡市総合振興計画後期基本計画（計画期間：平成28年（2016）4月～令和3年3月）

第5次小郡市総合振興計画後期基本計画では、同計画の前期5年間（平成23年4月～平成28年3月）を振り返り、成果・課題の評価・検証を行い、後期5年間に向けて市の将来像実現に向けて施策を再構成するために策定されました。

「文化財」は、第5次小郡市総合振興計画で掲げた4つの施策を推進しながら、以下4つの課題解決に向けて取り組んでいます。1つ目の課題は、文化財保護法の改正に伴い、登録有形文化財・登録記念物・伝統的建造物群・文化的景観など文化財保護の範囲が拡大し、それに伴う文化財の保護体制の拡充です。2つ目の課題は、市指定有形文化財である旧松崎旅籠油屋の復原と平田家住宅の一定の改修が終了し、今後どのように活用するかです。3つ目の課題は、市指定無形民俗文化財「早馬祭」や市指定無形文化財「上岩田注連ねり（人形じめ）」等、伝統行事・伝統芸能に対する後継者育成で、これは本市に限らず全国的な課題となっています。4つ目の課題は、文化財を発信し、教育・まちづくり・観光などに広く活用することであり、「ほんものの教育」から郷土愛を育み、文化資源の輝きに気づくことで魅力ある地域づくりを行い、魅力ある歴史資源を観光に結び付けることが望まれています。

## (2) 関連計画との関係

小郡市歴史文化基本構想は、第5次小郡市総合振興計画を踏まえ、市の他部局が策定した関連性が高い下記の関連計画との整合を図りつつ策定します。

表1 関連計画

計画の名称	策定期期
①小郡市教育振興基本計画	平成28年(2016)3月策定
②小郡市都市計画マスタープラン	平成16年(2004)3月策定
③小郡市景観計画	平成29年(2017)9月策定
④松崎地区景観憲章	平成20年(2008)3月策定
⑤農村環境整備計画	平成24年(2012)3月策定
⑥小郡市協働のまちづくり実施計画	平成24年(2012)3月策定

### ①小郡市教育振興基本計画 (計画期間：平成28年(2016)4月～令和3年3月)

小郡市の実情に合わせ、「小郡市教育大綱」の理念を具体化するための方針・計画を定め、「ほんもの教育力おごおり」をキーワードに、歴史や伝統・郷土・文化等を実際に体験し、専門性を持つ指導者から学習することで、質の高い教育を目指しています。

「文化財」の項目では、文化財の保存・活用の充実に目標に、学習の場での文化財を活かした教育普及活動を通して、歴史・文化遺産に関する知識を深め、地域や市民の総意で文化財を守るよう努めること、また、歴史・文化遺産に関する情報を市内外へ発信し、教育・まちづくり・観光などでの活用もしていくことが望まれています。

### ②小郡市都市計画マスタープラン (計画期間：平成16年(2004)4月～令和2年3月)

都市計画法の規定に基づき、概ね20年後の目標として策定された方針です。「個々を育み共に創る生活緑園都市」をまちづくりの理念とし、「土地利用」「交通体系の整備」「公園・緑地の整備」「その他の都市施設の整備」「市街地の整備」「都市景観・都市環境の整備」の観点から、都市整備方針を各中学校区で定めています。その中では、歴史資源・地域資源・観光資源の整備・活用を含むまちづくりを進めることが望まれています。なお、各中学校区で定められた方針は下記の表のとおりで、代表的な歴史資源・地域資源・観光資源について整理しました。

表2 各地域のまちづくりのテーマと代表的な資源

地域	まちづくりのテーマ	代表的な歴史資源・地域資源・観光資源
小郡地域	人と自然が共存する心豊かなまちづくり	・農地や宝満川などの自然環境 ・媛社(七夕神社)や將軍藤などの歴史・観光資源
大原地域	人と緑と歴史の回廊化	・宝満川などの自然環境 ・小郡官衙遺跡公園や小郡運動公園などの歴史・運動施設
三国地域	住みよい、みどりあふれる、みんなのまちづくり	・津古の森、農地、ため池などの自然環境 ・旧筑前街道の街並み、古墳、寺社林などの歴史的資源
立石地域	自然と歴史を活かし、次世代に誇れる住みよい便利なまちづくり	・農地や花立山などの自然環境 ・旧薩摩街道、松崎宿の街並み、上岩田遺跡などの歴史的資源
宝城地域	帰りたくなるまちづくり	・農地や宝満川などの自然環境 ・旧筑前街道、旧薩摩街道、寺社、池月の塚などの歴史的資源



### ③小郡市景観計画（計画期間：平成28年（2016）4月～令和3年3月）

小郡市は、平成26年（2014）に景観法に基づく「景観行政団体」となり、平成29年（2017）に『小郡市景観計画』を策定しました。この中で、市域を地形や自然、土地利用のまとまりを踏まえた3つの「景域」に区分し、景観形成において今後重要な役割を有する5つの「景観形成重点地区」を指定して、きめ細かな景観形成に取り組んでいくことを定めています。中でも「小郡駅前地区」と「松崎地区」では、市指定文化財である平田家住宅や旧松崎旅籠油屋を含む歴史的建築を保全し、これら歴史的資源と調和した景観づくりが求められています。

### ④松崎地区景観憲章（方針策定：平成19年（2007）5月、憲章策定：平成20年（2008）3月）

薩摩街道の宿場町であった松崎地区は、市指定文化財旧松崎旅籠油屋等の旅籠建築や枡形道路、市指定文化財北構口・南構口といった歴史的資源が数多く残っています。しかし、地区の高齢化とともに空き家・空地が増え、まちの賑わいが失われつつありました。そこで、歴史的資源や文化を活かしたまちづくりを推進するために、平成19年（2007）に筑後広域風致景観ルールづくりに関する「景観モデル地区」に指定されたのを受け、景観形成のための方針を策定しました。その結果、松崎地区の景観を守り育てるために「松崎景観憲章」を策定しようという活動が起こり、「松崎景観御触書」が歴史的資源の側に設置され、地域ぐるみで景観づくりに関する啓発が実施されています。



松崎景観御触書

### ⑤農村環境整備計画（策定：平成24年（2012）3月）

農業・農村地域の自然環境保全と生産環境の整備、快適な生活環境の実現を目指すために、第5次総合振興計画に基づいて約10年間の目標として策定されました。

「水が巡る豊かな自然と暮らす、人が輝き笑顔あふれる田園都市・おごおり」を農村環境における将来像とし、「自然環境」「生活環境」「生産環境」の視点から、基本目標を設定しています。特に、生活環境の視点では、農村環境や歴史・文化、観光分野が対象範囲となっており、上岩田遺跡・小郡官衙遺跡等の歴史的資源を現存する姿で保全・活用すること、農業農村整備においては、歴史的建築や巨木・古木を可能な限り保存し、周辺に影響を及ぼさないように配慮することが記されています。また、早馬祭や上岩田注連ねりなどの豊作を祈る地域独自の祭り等の文化の伝承や、農業の歴史など農業体験学習の推進も計画されています。

### ⑥小郡市協働のまちづくり実施計画（計画期間：平成27年（2015）4月～平成30年（2018）3月）

第5次総合振興計画の基本理念の1つである「市民との協働のまちづくり」を計画的に推進するため、協働のまちづくりの基本的な方向性や市民・自治会・行政などの関わり方、財政措置等の市が行うべき支援の内容について定められています。

特に、まちづくり組織運営の活性化のために、名所や歴史に関する観光資源の掘り起こしと周知を通して、地域の歴史や文化を守り伝える体制づくりをきっかけに、地域への愛着を深めることも目標とされています。

### (3) 小郡市文化財行政基本構想との関係

全国的に大規模開発に終息の兆しが見え始めた1990年後半以降、文化財行政は保存から活用へと方針の転換が迫られました。小郡市でも、昭和55年(1980)に最初の文化財専門職員が採用されて以降、相次ぐニュータウン計画に伴う大規模開発の波により、発掘調査を中心とした業務を進めながらも、文化財の保存に尽力してきました。

平成14年(2002)、市内の大規模団地開発が終息を迎え、文化財の保存から活用へと方針の転換が図られます。そこで、これからの文化財行政として取り組むべき課題・将来像を明確にするため、平成15年(2003)3月に「小郡市文化財行政基本構想」を、平成24年(2012)3月に第2次小郡市文化財行政基本構想」を策定しました。これらの構想の中では、平成8年(1996)の登録文化財制度の創設、平成16年(2004)の文化的景観の保護など急速に変化する文化財行政に対応できるよう方針を打ち出してきました。今回策定する歴史文化基本構想は、この文化財行政基本構想を引継ぎ、発展させた計画として位置付けられます。

#### ①小郡市文化財行政基本構想(策定：平成15年(2003)3月)

文化財の活用・普及啓発への比重が高まってきた時勢を受け、これからの文化財行政の行動指針として5つの柱を立てました。そして、行政組織の整備、施設改善、情報発信、ボランティアの組織化を中心に文化財活用の拠点づくりを目指しました。その結果、平成17年(2005)11月に体験学習室と研修室及び、市史編纂で収集した資料の公開活用施設として資料室を備えた新館を増設し、ホームページ公開による情報発信の拡充、ボランティア団体によるイベントの実施等が実現しました。

表3 小郡市文化財行政基本構想各柱の計画

設定した柱	概要
生涯学習や学校教育への貢献	①文化財を活かした生涯学習活動の実施 ②学校教育への参画
快適な住環境づくりへの貢献	①重要遺跡の調査・公有化・史跡公園化 ②自然環境保全と文化財の融合 ③歴史遺産の整備と活用
開発に伴う文化財調査と調整機能の充実による市民サービスの向上	①文化財課組織の再編 ②開発に対応する事前審査体制の強化 ③スタッフ(専門職員)の業務・意識の見直し ④調査体制の充実 ⑤発掘調査への理解
郷土愛をはぐくむ活動への貢献	①郷土資料の収集・公開・レファレンス ②文化財活用の理解者・協力者の育成と組織化
人権を大切にすまらづくりへの貢献	①施設・史跡公園などのバリアフリー化 ②文化財から見た人権問題

#### ②第2次小郡市文化財行政基本構想(策定：平成24年(2012)3月)

小郡市文化財行政基本構想の成果を検証し、これからの文化財行政の3本の柱として、「文化をつくる～幅広い専門性に基づいた調査と研究～」「文化を育てる～市民とともに守り、次世代につなげる文化財～」「文化を活かす～連携による文化の普及と活用～」を打ち立て、それぞれ

の柱について短期計画・中期計画・長期計画を策定しました。そして、各種計画の実現のために多種多様な文化財に対応できるよう専門職員の充実や施設改善、博物館構想についてまとめました。その結果、「調査・研究」分野では、市内全域の文化遺産の悉皆調査を実施し、今後の文化財行政を実施する上での貴重な基礎データを得ました。また、平成28年(2016)に民俗学専門の職員を採用し、伝承・民俗分野での調査・整理が大きく進展しました。「保存・管理」分野では、平成24年より7年間の間に県指定1件、市指定6件、国登録2件を新規に指定・登録し、より一層の指定・登録文化財の保存管理体制の充実を図りました。「普及・活用」分野では、市指定文化財である旧松崎旅籠油屋と平田家住宅を中心に活動する各NPO法人との連携によるイベントの実施等が実現できました。

表4 第2次小郡市文化財行政基本構想各柱の計画

分野	短期計画	中期計画	長期計画
調査・研究	①資料・記録の活用 ②伝承・民俗等調査分野の拡大	①戦争関連分野の資料調査・収集保存 ②建造物の調査・登録・保存	①地域のあゆみとまちづくりの記録 ②地域文化を人権と協働のまちづくりに活かす
保存・管理	①指定文化財の保存・管理体制改善と充実 ②史跡案内板・交通サイン等周辺環境の整備 ③文化財の新規指定	①史跡整備 ②松崎宿の整備 ③文化財の新規指定	①市民活動の中心となる施設や史跡の整備 ②市民文化を醸成に結び付く史跡の整備
普及・活用	①各種団体(九州歴史資料館、クロスロード加盟市町)との連携強化 ②市民協働の推進 ③ホームページでの収蔵資料の公開、各種資料のデータベース化による公開・活用	①周辺市町村との連携強化 ②ボランティア団体の育成・支援 ③ホームページでの展覧会開催、展示室のリニューアルによるバリアフリー化	①九州歴史資料館や周辺市町村との連携 ②九州内での連携と発信 ③全国との連携発信

#### (4) 下位計画(各種文化財関連計画)との関係

市内に存在する文化財のうち、小郡官衙遺跡群 小郡官衙遺跡・上岩田遺跡は、保存整備活用に向けた計画を、旧松崎旅籠油屋は保存整備基本計画を作成し、計画の実現に向けて取り組んでいます。

小郡官衙遺跡群 小郡官衙遺跡は、古代筑後国御原郡の郡役所と推定され、昭和46年(1971)に国の史跡に指定されて以降、整備・公園化が行われました。その後、周辺地域での発掘調査が進むにつれ、遺跡の範囲がさらに広がる事が判明し、今後の史跡整備・保存・活用の方針を整理するため、計画が策定されました。現在もこの計画を基に追加指定・公有化を実施し、将来的な公園整備に向けて準備を進めています。また、小郡官衙遺跡群 上岩田遺跡は、平成7年(1995)から3年間にわたる発掘調査の結果、小郡官衙遺跡の前身である評衙と推定され、国の史跡に追加指定されました。それ以降公有化を行ってきましたが、遺跡の範囲の精査等課題も多く、策定した計画を基に今後も調査等を進めます。

旧松崎旅籠油屋は、平成3年(1991)の台風による被害をきっかけに地元での保存の要望が高まりました。平成16年(2004)3月に基本整備計画を策定し、平成24年から3か年事業として座敷(中油屋)の復原、平成28年から3か年事業として主屋(油屋)の復原を実施しました。

表 5 各種文化財関連計画

<小郡官衙遺跡群 小郡官衙遺跡・上岩田遺跡>

『小郡官衙遺跡 整備・活用方針』	平成 22 年 (2010) 3 月策定
『国指定史跡 小郡官衙遺跡群 小郡官衙遺跡・上岩田遺跡 保存管理計画書』	平成 24 年 (2012) 3 月策定
『国指定史跡 小郡官衙遺跡群整備基本計画』	平成 25 年 (2013) 3 月策定

<旧松崎旅籠油屋>

『旧松崎旅籠油屋保存整備基本計画書』	平成 16 年 (2004) 3 月策定
--------------------	----------------------

## 2) 小郡市歴史文化基本構想における文化財を含む歴史・文化遺産の定義

文化財とは、長い年月の中で人々が育んだ文化が有形・無形を問わず残され、引き継がれたものであり、時代の特徴・流行を顕著に示すもの、生活の知恵が凝縮された形で残されたもの、その地域固有の文化を体現しているもの等、人々が築き上げた様々な文化を現代に生きる私たちに伝えていきます。だからこそ文化財は、特定の時代の特定のものだけを指すのではなく、人々を取り巻く全てのものが対象となり得ると言えます。また、こうした文化財が育まれた地域の自然環境・社会状況・歴史的背景といった人々を取り巻く様々な環境も、文化を生み出し継承していく上で欠かすことのできない要素です。したがって、小郡市歴史文化基本構想では、いわゆる文化財だけでなく、地域の歴史的背景や自然環境といった周辺環境及び、形成された景観を含めた視点で捉えることとします。なお、各カテゴリーの定義と関係性は、以下のとおりです。

### [景観]

景観とは、「歴史・文化遺産を取り巻く地域資源」「歴史・文化遺産」「指定・登録文化財」などが複合的に組み合わさり、生み出されたものです。景観が守られることで、歴史・文化遺産を単体ではなく、複合的な風景・空間としてより一層高く価値付けることができます。

### [歴史・文化遺産を取り巻く地域資源]

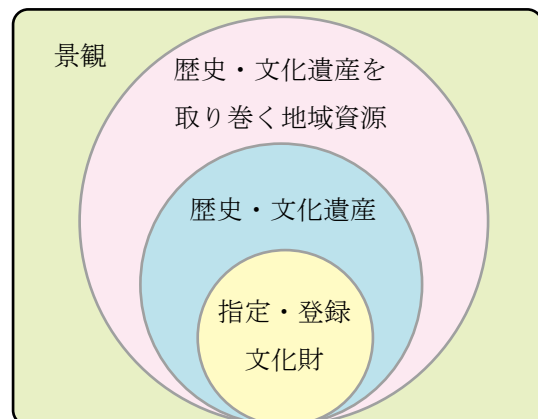
地域の歴史文化を直接反映したものではありませんが、河川や山といった自然環境、小郡市の特産品や観光施設・イベント・公園など、歴史・文化遺産を取り巻く地域にとって資源となるものを指します。これらの資源は、現段階では歴史的価値等を見出すことはできませんが、今後地域で保存・活用などの取り組みを継続していくことで歴史・文化遺産になる可能性もあります。

### [歴史・文化遺産]

国や県、市により指定・登録は受けていませんが、地域の歴史文化を反映した文化遺産です。主に「①埋蔵文化財、②まつり、③神社、④交通、⑤信仰、⑥記念碑、⑦道と水路、⑧その他 (①～⑦に分類できなかったもの)、⑨風景、⑩伝承」の 10 項目に分類しており、指定文化財としての価値を持ちながらも未指定・未登録のものも含まれます。

### [指定・登録文化財]

文化遺産の中でも特に文化財としての価値が高いもので、国や県、市によって指定・登録されたものです。文化財保護法や福岡県文化財保護条例、小郡市文化財保護条例に則り、保存・活用を図ります。



第 4 図 歴史・文化遺産の定義概念図



### 3) 小郡市歴史文化基本構想の役割

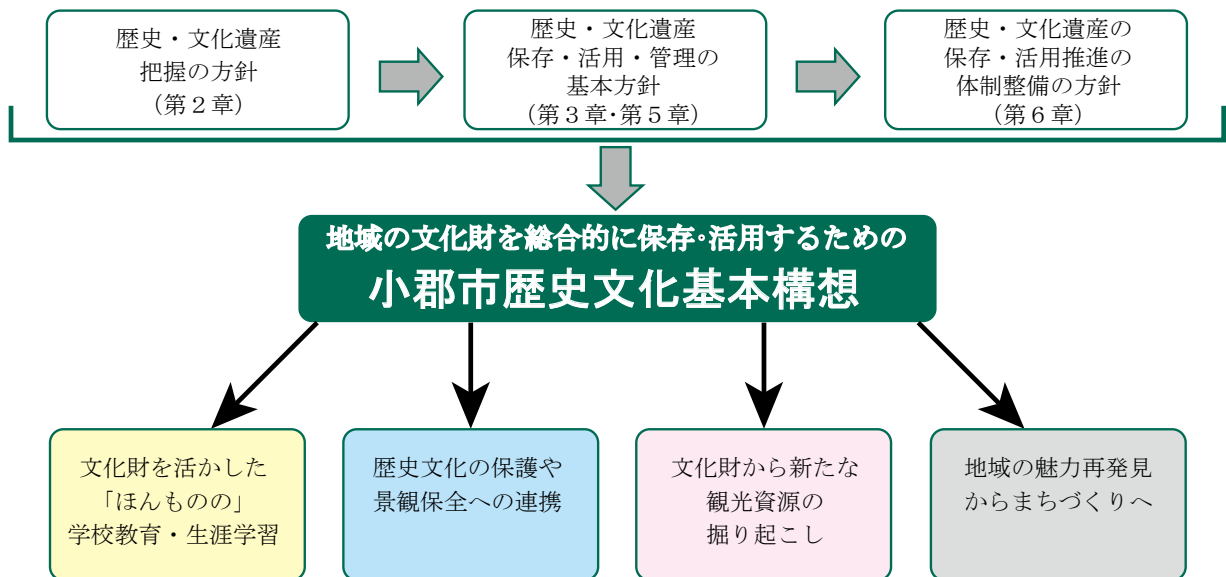
小郡市歴史文化基本構想では、第2章以降で現状の文化財・地域資源の状況を具体的に踏まえながら下記3つの方針を示し、その上で地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくための基本構想を策定することとします。

- 歴史・文化遺産の把握方針（第2章）
- 歴史・文化遺産の保存・活用・管理の方針（第3～5章）
- 歴史・文化遺産の保存・活用を推進するための体制整備の方針（第6章）

策定した小郡市歴史文化基本構想は、第5次小郡市総合振興計画に則り、他の関連計画と整合を図ることで、以下の事項について効果が期待されます。

- 地域に根差した「ほんものの歴史」を郷土学習の基礎資料として、教育や学習等に効果的に役立てることができる。
- 歴史文化の保護や景観保全について、他の行政部局との効果的な連携を図ることができる。
- 新たな観光資源の掘り起こしにつながる。
- 地域の魅力を再発見し、共有する場を持つことで、地域の組織力を維持し、まちづくりを発展させる重要な要素となり、適切な文化財の保護・継承へとつなげることができる。

また、小郡市歴史文化基本構想の実現に向けた国の支援策としては、平成29年度以降歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画などを活用した観光拠点づくり事業があり、小郡市歴史文化基本構想を策定することで今後支援を受けることができます。

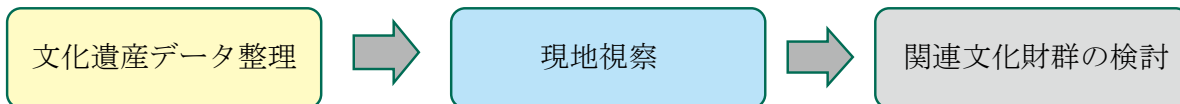


第5図 歴史文化基本構想の相関図

### 3. 小郡市歴史文化基本構想策定の経緯

#### 1) 策定方法及び調査・検討

小郡市歴史文化基本構想を策定するに当たり、まずこれまで調査してきた文化遺産についてのデータ整理を行いました。これにより、各地区での文化遺産の状況について把握し、各地区における主要文化財の現地視察を行い、関連文化財群としての検討を行いました。



#### 2) 実施体制について

小郡市歴史文化基本構想の策定にあたっては、文化財としての行政的視点だけでなく、まちづくりの視点・商業の視点・観光の視点・市民からの視点など様々な側面からの意見を反映する必要があります。よって、各方面における有識者の意見を聴くために、学識経験者のほか、関連団体代表、区長会代表、関係課職員を中心とした下記の体制で取り組みました。また、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課や小郡市文化財保護審議会から指導・助言を頂きました。

表 6 小郡市歴史文化基本構想策定に係る組織

#### ●策定委員

	氏名	所属等
会長	西谷 正	小郡市文化財保護審議会会長・九州大学名誉教授
副会長	磯部 富士夫	伝統文化実行委員会委員長・NPO 法人小郡市の歴史を守る会理事長
委員	田中 英資	福岡女学院大学准教授
委員	森山 彰高	小郡市観光協会会長
委員	山下 和幸	平成 29 年度小郡市区長会代表（古飯区長）
委員	草場 學	平成 30 年度小郡市区長会代表（大保区長）、令和元年度市民代表
委員	藤門 宏	令和元年度小郡市区長会代表（中央 1 区長）
オブザーバー	宮田 浩之	小郡市役所都市建設部都市計画課長

#### ●文化財保護審議会委員

氏名	所属等
帆足 徳男	小郡市文化財保護審議会副会長・小郡市郷土史研究会顧問
大隈 和子	小郡市文化財保護審議会委員・福岡女子短期大学元講師
吉田 修作	小郡市文化財保護審議会委員・福岡女学院大学名誉教授
大森 洋子	小郡市文化財保護審議会委員・久留米工業大学教授
時里 奉明	小郡市文化財保護審議会委員・筑紫女学園大学教授
土田 充義	小郡市文化財保護審議会委員・鹿児島大学名誉教授
藤田 直子	小郡市文化財保護審議会委員・九州大学大学院教授（平成 29・30 年度）
辻田 淳一郎	小郡市文化財保護審議会委員・九州大学大学院准教授（令和元年度）

●福岡県教育委員会

正田 実知彦	福岡県教育庁総務部文化財保護課（平成 29 年度）
宮地 聡一郎	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課（平成 30 年度・令和元年度）

●事務局

小郡市教育委員会教育長	清武 輝（～令和元年 9 月）
	秋永 晃生（令和元年 10 月～）
小郡市教育委員会教育部長	山下 博文（平成 29 年度）
	黒岩 重彦（平成 30 年度・令和元年度）
小郡市教育委員会教育部文化財課長	柏原 孝俊
小郡市教育委員会教育部文化財課文化財係長	杉本 岳史
小郡市教育委員会教育部文化財課文化財係	大庭 敏男（令和元年度）
	西江 幸子
	権藤 博徳

3) 策定委員会の開催内容について

小郡市歴史文化基本構想策定委員会は、平成 29 年度から平成 31 年度にかけての 3 か年に計 7 回実施しました。各委員会での主な議題は下記のとおりです。

<第 1 回小郡市歴史文化基本構想策定委員会>

日 時：平成 29 年 10 月 2 日（月）

内 容：1) 策定体制や歴史文化基本構想の概念について説明を行いました。

2) 市内の文化遺産のうち、有形文化財について指定・登録文化財と未指定・未登録文化財に分けて概要を説明し、意見を頂きました。

<第 2 回小郡市歴史文化基本構想策定委員会>

日 時：平成 30 年 3 月 12 日（月）

内 容：1) 小郡校区・味坂校区の主要文化財のうち、小郡町家地区の文化遺産や小郡官衙遺跡を中心に視察を行いました。

2) 市内文化遺産のうち、各種まつりや伝承といった無形文化財について、指定・登録文化財と未指定・未登録文化財に分けて概要を説明し、意見を頂きました。

<第 3 回小郡市歴史文化基本構想策定委員会>

日 時：平成 30 年 10 月 22 日（月）

内 容：1) 立石校区・御原校区の主要文化財のうち、薩摩街道沿いの文化遺産や花立山周辺の文化遺産を中心に視察を行いました。

2) 前回視察対象地域であった小郡校区・味坂校区について、関連文化財群となり得る文化財についての検討を行いました。

<第4回小郡市歴史文化基本構想策定委員会>

日 時：平成31年3月11日（月）

- 内 容：1) 三国校区・大原校区・東野校区の主要文化財のうち、旧筑前街道沿いの文化遺産、各種史跡を中心に視察を行いました。
- 2) 前回視察対象地域であった立石校区・味坂校区について、関連文化財群となり得る文化財についての検討を行いました。

<第5回小郡市歴史文化基本構想策定委員会>

日 時：令和元年5月20日（月）

- 内 容：1) これまで策定した小郡市文化財行政基本構想について説明を行いました。
- 2) 小郡市歴史文化基本構想策定の目的と行政上の位置付け、小郡市の歴史文化の特性と文化財の現状について検討を行いました。
- 3) 小郡市歴史文化基本構想における関連文化財群の検討を行いました。

<第6回小郡市歴史文化基本構想策定委員会>

日 時：令和元年9月24日（火）

- 内 容：1) 第5回策定委員会で指摘を受けた箇所について、再検討を行いました。
- 2) 第2章文化遺産保存・活用の基本方針について、文化遺産を取り巻く現状と課題を踏まえながら関連文化財群の検討を行いました。

<第7回小郡市歴史文化基本構想策定委員会>

日 時：令和元年12月2日（月）

- 内 容：1) 第4章歴史文化保存活用区域について、設定方法や具体的な区域の内容について検討を行いました。
- 2) 第5章文化財の保存・活用計画、第6章歴史文化の保存・活用の体制と取り組みについて、個別の内容に関する検討を行いました。

<パブリックコメント>

期 間：令和2年1月10日（金）～1月31日（金）

場所等：市ホームページ、小郡市埋蔵文化財調査センター、市内各コミュニティセンター

内 容：歴史文化基本構想（案）を公開し、市民からの意見を募りました。

<シンポジウム開催>（開催予定が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止）

日 時：令和2年2月24日（日） 13時30分～16時30分

場 所：小郡市生涯学習センター 七夕ホール

- 内 容：1) 基調講演（西谷委員長）
- 2) 事業の経過と報告
- 3) 小郡市と福岡女学院大学の「観光まちづくり協定」の取り組み報告
- 4) 意見交換